

第七十九号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月二十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例
江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。
第七条第二号中「損傷すること」の下に「（西一之江みのり公園分区園で区長の承認を受けて農作物の採取等を行う場合を除く。）」を加える。
別表三に次のように加える。

西一之江みのり公園	西一之江みのり公園分区園	江戸川区西一之江二丁目九番一四号
-----------	--------------	------------------

別表四(五)の表の次に次の一表を加える。

(六)

名称	単位		使用料
西一之江みのり公園分区園	一区画	一周期	一四、〇〇〇円

備考

- 一 利用できる者は、江戸川区内に居住する者とする。
- 二 利用できる区画は、一世帯につき一区画とする。
- 三 利用の承認は、四月一日から翌々年の二月末日までを周期として、一周単位で行うものとする。ただし、区長が必要と認める場合は、周期の途中で利用を承認することができ、その場合の利用承認期間は、当該周期の

終期までとする。

四 前号ただし書の規定により、周期の途中で利用を承認する場合の使用料は、次のアからカまでに掲げる利用承認期間の始期の区分に応じ、それぞれアからカまでに定めるところによる。

ア 四月から七月まで 一四、〇〇〇円

イ 八月から十一月まで 一一、六〇〇円

ウ 十二月から翌年の三月まで 九、三〇〇円

エ 翌年の四月から七月まで 七、〇〇〇円

オ 翌年の八月から十一月まで 四、六〇〇円

カ 翌年の十二月から翌々年の二月まで 二、三〇〇円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 西一之江みのり公園分区園の利用申請その他利用のために必要な準備は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（説明）

料の額を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。

公園施設として西一之江みのり公園分区園を新たに設置することに伴い、使用